

第2号様式（第5条第1項）

一般競争入札公告

地方自治法第234条第1項の規定により、一般競争入札を次のとおり実施する。

令和8年10月23日

酒々井町長

1 入札に付する事項

(1) 事業名	酒々井町ポンプ場施設改修検討業務委託
(2) 事業場所	印旛郡酒々井町東酒々井地先他
(3) 履行期限	令和9年2月28日
(4) 事業概要	(1) 計画準備 (2) 資料収集整理 (3) 計画汚水量の検討 (4) 施設計画の検討 (5) 報告書の作成 ※詳細については、設計図書参照
(5) 予定価格	事後公表
(6) 最低制限価格	無
(7) 低入札調査基準 価格設定	無
(8) 入札保証金	免除
(9) 議会の議決	無
(10) 契約保証金	落札者は契約金額の10分の1以上納めなければならない (一定の要件を満たす場合免除有)
(11) 前金払	前金払が対象となる場合は、設計金額が5百万円以上の土木建設 工事等に関する工事は請負金額の4割、設計、調査又は測量は3割 を限度として、「酒々井町公共工事に関する経費の前金払等に関する 取扱要領」の規定により支払う。
(12) 中間前金払	中間前金払が対象となる場合は、請負金額の2割を限度として、 「酒々井町公共工事に関する経費の前金払等に関する取扱要領」の 規定により支払う。
(13) 契約書の作成の 要否	要
(14) 部分払	無
(15) 入札金額内訳書 の提出	無
(16) 落札価格の決定	入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する 額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その

	端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とする。
--	---------------------------

2 本事業の入札参加者に必要な資格

(1) 登録業種等に関する要件	「令和8・9年度」酒々井町建設工事等入札参加業者資格者名簿に登載されている者のうち、「測量・建設コンサルタント」部門、「土木関係コンサルタント業務・下水道」に登録されている者であること。
(2) 所在地の要件	「国内」に本店又は酒々井町との契約に関する委任を受けた営業所がある者であること。
(3) 事業経験に関する要件	国又は地方公共団体等が「平成28年度」以降に発注した、広域化・共同化に係る検討業務を受注し、完了した実績があること。(規模及び金額は問わない) ※「国又は地方公共団体等」とは、次のとおりとする。 ・国及び特殊法人等(公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令(平成13年政令第34号)第1条に規定する法人) ・都道府県、市町村及び地方公共団体の組合(地方自治法第284条第1項に規定する組合)
(4) 配置予定技術者	直接的かつ恒常的な雇用関係にある、以下の資格を有する管理技術者・照査技術者を本事業に配置できる者であること。(本事業の入札日現在3か月以上の恒常的雇用関係にある者) 管理技術者及び照査技術者: 広域化、共同化の検討行った実績を有する、「技術士(総合技術監理部門(下水道))」または「技術士(上下水道部門(下水道))」の有資格者を本事業に配置できること。(本工事の入札日現在3か月以上の恒常的雇用関係にある者) なお、管理技術者と照査技術者は兼任できない。
(5) 基本的要件	次の各号のいずれにも該当しない者であること (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者 (2) 手形交換所による取引停止処分を受けた日から2年間を経過しない者若しくは当該建設工事等の入札前6月以内に手形又は小切手を不渡りした者 (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者(国土交通省の一般競争入札参加資格再審査の認定を受けていない者も含む。) (4) 民事再生法(平成11年法律第225号)の適用申請した者で同法に基づく裁判所からの再生計画認可決定がされていない者 (5) 酒々井町建設工事請負業者等指名停止基準(平成11年酒々井町告示第55号)に基づく指名停止若しくは酒々井町建設工事等暴力団対策措置要綱(平成19年酒々井町告示第45号)に基づく指名除外又は法令に基づく営業停止を、当該建設工事等の入札に係る公告の日から入札執行日までの間にお

	いて受けている者 (6) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準じるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者
--	---

3 入札（開札）の日時及び場所

(1) 入札期間	令和8年11月9日(月)午前9時から令和8年11月10日(火)午後4時まで（※紙入札の場合は期間末日正午までに提出） ただし、午前零時から午前8時までを除きます。
(2) 開札日時	令和8年11月11日(水) 9時30分から
(3) 場所	酒々井町中央庁舎2階事務室

4 設計図書等及び入札金額内訳書の入手方法

「ちば電子調達システム」内の「入札情報サービス」より、本入札事業の「説明文書等」に登録されている電子ファイルをダウンロードしてください。

5 設計図書等を示す期間

公告日から令和8年11月11日(水)まで

6 設計図書等に関する質問（質問は、メールでお願いします。）

(1) 受付	酒々井町上下水道課（E-mail: gesui@town.shisui.chiba.jp） ※受信確認をお願いします
(2) 受付期間	公告日から令和8年11月4日(水)まで
(3) 回答	令和8年11月5日(木)まで

7 落札候補者となった場合に提出する書類令和8年11月16日までに財政課管財班に持参又はメールで提出（E-mail kanzai@town.shisui.chiba.jp）

① 入札参加資格審査申請書（第6号様式）
② 誓約書（第7号様式）
③ 事業経験に関する条件を満たすことを確認できる書類（コリンズ工事实績又は工事請負契約書及び、その内訳書等の設計書）
④ 配置予定技術者等に関する条件を満たすことを確認できる書類（資格者証及び直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを証明する書類の写し）

8 落札候補者の決定

① 入札を行った者のうち、予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札候補者とし、最低制限価格を設けている場合は、予定価格と最低制限価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札候補者とし、低入札価格調査基準価格を設けている場合は、予定価格と失格判断基準価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札候補者とする。なお、低入札価格調査基準価格を下回る入札があった場合は、低入札価格調査実施要領に基づき調査を行い、落札候補者を決定する。 ② 落札候補者を決定したときは、通知する。 ③ 落札候補者となるべき価格の入札者が2者以上となった場合は、直ちに電子調達システムにより電子くじを実施し、落札候補者を決定する。 ④ 落札候補者が7で定められた提出期限までに書類を持参しない場合は、落札候補者の資格を失うものとし、次の順位の者を落札候補者とする。ただし、特別な事情があると認めた場

合は、この限りでない。

9 落札者の決定

- ① 落札候補者について、町が入札参加資格要件を満たしていると判断した場合は、落札者として決定し、書類提出後7日以内に落札決定通知書により通知する。
- ② 一般競争入札参加不適格通知書を受けた者で、当該判断に不服がある者は、通知を受けた日から起算して3日（閉庁日を除く。）以内に事業担当課長に対して、入札参加資格要件を満たさないと判断した理由について、書面を持参することにより説明を求めることができる。
- ③ 落札者が正当な理由がなく、指示された期間内に契約を締結しない場合は、指名停止等の措置を講ずるものとする。

10 再度入札

- ① 再度入札は1回限りとする。初回の入札において有効な入札をした者に最低入札価格等を記載した再入札通知書により通知し、再度の入札を行わせるものとする。

11 不落随意契約

- ① 再度入札においても予定価格の範囲内の価格の入札がないときは、最低価格の入札をした者に見積依頼通知をし、電子調達システムで見積書を徴する。
- ② 見積依頼通知書を受けた者は、見積書の提出意思がある場合は、見積書の提出を行うこととし、意思がない場合は辞退届を提出すること。
- ③ 見積書の提出は2回までとし、2回目の見積金額でも予定価格の範囲内に達しない場合は随意契約の協議は不成立とする。

12 紙入札

- ① 天災等の事由により電子調達システムが使用できない場合や、財政課長が紙による入札書の提出を認めた場合は参加を認める。
- ② 入札参加希望者は、紙により入札書を提出する場合は、紙入札方式参加届出書及び入札書を町ホームページからダウンロードし当該公告で示した入札期間の末日の正午までに、紙入札方式参加届出書は封入せずに、入札書は封入し持参により提出しなければならない。

13 入札の辞退

- ① 入札参加者は、開札日の前日（閉庁日にあつてはその前日）の17時までは、入札を辞退することができるものとする。ただし、同日に開札する複数の案件の入札に参加している場合であつて、先に開札する案件に落札した場合における後に開札する案件を辞退する場合は、公告に記載した開札日時までは、入札を辞退することができるものとする。
- ② 入札参加者は、入札を辞退するときは、入札辞退届（第5号様式）を財政課長に提出するものとする。
- ③ 入札を辞退した者は、これを理由として辞退以後、不利益な取扱いを受けることはない。

14 入札の無効

酒々井町電子入札約款第6条に規定するほか、入札条件に違反した入札は無効とする。

15 システム障害等

- ① 電子入札システムに障害等やむを得ない事情が生じた場合は、入開札日時を延期し、又は紙入札への移行をすることがある。
- ② 入札参加者にシステムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、本町の承諾を得て紙入

札に変更することができる。

1 6 その他

- ① 入札参加者が1人である場合は、特別な事情がない限り入札を取りやめるものとする。
- ② 入札参加資格確認資料作成の説明会及び現場説明会は、実施しない。
- ③ 落札者は、落札によって得た権利義務を第三者に譲渡してはならない。

1 7 問い合わせ先

公告の内容	財政課管財班	043-382-2335
事業の内容	上下水道課工務班	043-496-7725

備考 この様式によりがたいものにあつては、この様式に準じて作成することができる。